

平成23年4月1日付 職員人事異動のお知らせ



平成23年4月1日付で新規採用した町職員8人

- 総務課 ▼ 総務係（選挙管理委員会書記兼務）・渡邉友美（福祉課）、▼ 文書情報係長・遠山康浩（学校教育課）、同係・田代愛子（福祉課）、▼ 総務課付（原派遣）・佐藤大治（建設課）
- くらし安全推進室 ▼ くらし安全推進係長・上古閑一徳（同室）、同室・甲斐敬大（建設課）
- 企画推進課 ▼ 企画推進係・本田豊（社会教育課）
- 税務課 ▼ 税務課長・伊豆野健司（会計管理者兼会計課長）、▼ 課税係・池田三奈（新規採用）、▼ 徴収係・中川慎士（新規採用）
- 住民生活課 ▼ 住民生活課長・豊田吟子（同課保険係長）、▼ 住民係長・丸山美恵子（同課）、同係・手島寛子（新規採用）、▼ 保険係長・伊藤公晴（産業振興課）、同係・荒

井健吾（新規採用）、▼ 保健福祉センター・高倉美保（新規採用）

● 福祉課 ▼ 福祉係長・田上洋子（同課）、同係・今泉経子（産業振興課）、岩井田公平（新規採用）、▼ 介護保険係・藤井貴美代（税務課）

● 環境衛生課 ▼ 環境衛生課長・一圓秋男（産業振興課農林振興係長）、▼ 環境衛生係・佐藤竜也（総務課）

● 産業振興課 ▼ 農林振興係長・川端励志（同課）、同係・甲斐高士（企画推進課）、羽祢田直美（総務課）、井島賢吾（税務課）

● 建設課 ▼ 管理係・林田侑起（新規採用）、▼ 建設係・本田城光（新規採用）

● 会計課 ▼ 会計管理者（会計課長兼務）・甲斐隆（上益城広域連合派遣）、▼ 会計係長・井上恵子（議会事務局事務長）

● 議会事務局 ▼ 議会事務局事務長（監査事務局事務長兼務）・栗林尚子（住民生活課住民係長）

【派遣】
● 御船町甲佐町衛生施設組合 ▼ 御船町甲佐町衛生施設組合事務長・星本敏也（税務課長）

● 上益城広域連合 ▼ 総務企画係長・奥村伸二（総務課文書情報係長）

※（かっこ）内は兼務、（かっこ）内は旧職または旧所属先。

■ 出産費用に関する制度

国民健康保険被保険者が出産したときは、申請に基づき42万円（産科医療保障制度対象外の場合は39万円）が支給されます。被保険者の経済的負担を軽減するため、出産費用のうち42万円（または39万円）については、退院時の支払いが不要となる2つの制度があります。

① 直接支払制度

出産する医療機関などで制度利用の手続きを行った場合、本来世帯主が行う申請手続きと受け取りを、医療機関などが代わって行う制度

② 受取代理制度

出産前に町住民生活課へ申請し、出産育児一時金の受け取りを医療機関などに委任する制度
※厚生労働省の認可を受けた、受取

代理制度を実施する医療機関などで出産予定の場合に限り、これらの制度を導入していない医療機関もありませんので、各制度に対応しているかどうかは出産予定の医療機関にお問い合わせください。

各制度を利用せずに出産する場合は、いったん出産費用を全額支払った後、町住民生活課で支給申請をしていただくことになります。

また、出産費用が出産育児一時金の支給額を下回った場合についても、申請することで差額が支給されます。

■ 交通事故に遭ったら届け出を

交通事故に遭ったときや他人の飼犬にかまれたときなど、第三者の行為によって傷害を受けた場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届け出を行うことによって国民健康保険を使って治療することができます。この場合の医療費は、国保が一時立て替えて支払いますが、後でその分を加害者に請求することになります。

国保へ届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、国保で取り扱うことができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課へ届け出をしてください。

国保被保険者への一時金などの制度について



出産費用に関する制度があります(写真はイメージ)

町総務課 ☎096-234-1111(内線221) ✉klg202@town.kosa.lg.jp

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#10



平成22年度の発掘調査で分かった南側斜面の堀の形

■平成21年度の発掘調査で確認できた南側斜面の空堀

陣ノ内館跡の北側・東側の外周には、幅15〜20^{メートル}、長さ400^{メートル}に及ぶかぎ型の空堀があります。

広大な面積を誇る館跡で、地面の下に眠る土器や建物の跡を見ることがなかなかできません。しかし、空堀は、現地で見ることができ、貴重な遺構です。

現在は土で埋まり形も分からなくなっていますが、平成21年度の発掘調査で、幅7〜8^{メートル}、深さ3^{メートル}の堀が南側の斜面にもあったことを確認しました。そこで、平成22年度の発掘調査では、この南側斜面の堀がどのような形で、長さは何^{メートル}なのかを調べるため、平成21年度に確認できた部分の延長を発掘調査しました。

■平成22年度の発掘調査で分かった空堀の詳細

調査の結果、堀の延長の東側部分では真つすぐ堀が続くのに対し、西側部分では堀が真つすぐ台地を突き抜けるのではなく、止まるかあるいは北側に大きく曲がるようです。

また、堀の底に近い部分は自然に埋まったものですが、ある程度埋まった後、堀の横にある斜面の土を取り崩しながら人為的に埋め戻したことも堆積した土から分かりました。ただし、その埋め戻しも一息に最後まで行われず、中途半端に埋め戻された時期もあったようです。この埋め戻しが、江戸時代に出された「一國一城令」に基づく「破城」によるものなのかどうかは分かりませんが、人が意図的に埋めたことに館跡の謎を解明するヒントがあるようです。

平成22年度の調査では南側斜面の堀の形と長さは把握できませんでしたが、平成23年度に改めて延長部分を調査し、北側の堀と対称的な形になるのかどうか確認します。

堀の中からは、昔のお金や中国で作られた器の破片、魚捕りに用いた網の錘（おもり）などが出土しています。平成22年度の調査での出土品については、次号で紹介いたします。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

■「男女共同参画計画」を策定

21世紀を迎え、私たちの暮らしは、少子高齢化、産業や就業内容の変化、生活の多様化など大きく変化しています。そのような中で、今までの固定観念を見直す時期が来ています。

見直すべき固定観念の一つに、男女共同参画社会に関することがあります。男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、日本の社会が取り組むべき最重要課題に挙げています。

本町では、男女がそれぞれに自立した一人の人間として、お互いの人権を尊重し、家庭や社会などで共に支え合い、心豊かな生活ができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

その理念に基づき、平成21年度から「甲佐町男女共同参画計画」の策定を進め、このたび、基本目標を「男女がともに自立し、支えあう住みよいまち」と定めた同計画が出来上がりました。

■計画実現のための重点目標

本町では、計画の基本目標を実現するために、次の4つの重点目標を柱として、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを行います。

【4つの重点目標】

- 1 男女共同参画社会をめざす意識づくり
- 2 家庭、地域、職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現
- 3 男女お互いの人権への配慮
- 4 男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

また、町民の皆さんと共に男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいくために、「計画」についての『概要版』を作成して各家庭に配布します。

ぜひ皆さんに読んでいただき、各家庭や地域、学校、職場で、実現に向けて取り組むことができることから始めましょう。

男女共同参画社会実現への本町の計画を策定



『計画』と世帯配布用の『計画（概要版）』を作成

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp